

●香川県警察本部告示第15号

遺失物法実施規程を次のように定める。

平成19年12月7日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

遺失物法実施規程

香川県警察遺失物取扱規程（平成12年香川県警察本部告示第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）及び遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「施行規則」という。）の規定に基づく事務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（取扱場所等）

第2条 法第4条第1項及び第13条第1項の規定による提出（以下単に「提出」という。）並びに施行規則第5条第1項の規定による遺失届（以下「遺失届」という。）の取扱いは、警察署及び交番等（交番、駐在所及び香川県高松南警察署高松空港警備派出所並びに別表の左欄に掲げる機関をいう。以下同じ。）において行うものとする。

2 法第17条前段の規定による特例施設占有者からの届出（以下単に「届出」という。）の取扱いは、警察署において行うものとする。

3 別表の左欄に掲げる機関における第1項の規定による取扱いは、同表の中欄に掲げる警察署長が所管するものとする。

（拾得物件一覧簿等の記載）

第3条 拾得物件一覧簿（施行規則第4条第1項に規定する拾得物件一覧簿をいう。以下同じ。）は、警察署に備え、警察署の会計事務担当者又は当直責任者（当直責任者にあつては、香川県警察執務時間規程（平成12年香川県警察本部告示第4号）に定める執務時間以外の時間におけるこの規程の規定による取扱いを行う場合に限る。以下同じ。）が記載するものとする。

2 特例施設占有者保管物件一覧簿（施行規則第4条第2項に規定する特例施設占有者保管物件一覧簿をいう。）は、警察署に備え、警察署の会計事務担当者が記載するものとする。

（受理番号の確認）

第4条 提出の取扱いを行う者は、拾得物件控書（施行規則第1条に規定する拾得物件控書をいう。以下同じ。）及び拾得物件預り書（施行規則

第2条に規定する拾得物件預り書をいう。以下同じ。)を作成するときは、警察署の会計事務担当者又は当直責任者に施行規則第4条第1項第2号に掲げる事項を報告し、拾得物件一覧簿への記載を依頼するとともに、拾得物件一覧簿に記載された受理番号を確認するものとする。ただし、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が自ら提出の取扱いを行う場合は、この限りでない。

(現金の取扱い)

第5条 提出の取扱いを行う者(警察署の会計事務担当者を除く。)は、提出を受けた物件が現金又は現金が含まれているものであるときは、当該物件の提出をした拾得者(法第2条第3項に規定する拾得者をいう。以下同じ。)又は施設占有者(法第2条第6項に規定する施設占有者をいう。以下同じ。)の面前において別記様式第1号の現金収納袋に当該現金を収納し、封かんしなければならない。

2 前項の規定により現金を収納し、封かんした現金収納袋の現金受取票は、拾得物件預り書の交付前に拾得者又は施設占有者が警察署又は交番等から立ち去る場合には、必要な事項を記載して当該拾得者又は施設占有者に交付するものとする。

(拾得提出処理簿の作成)

第6条 提出の取扱いを行った者は、別記様式第2号の拾得提出処理簿に当該提出に係る事項を記載しなければならない。

(物件の送付)

第7条 提出の取扱いを行った者は、当該提出に係る物件、拾得物件控書及び拾得提出処理簿を警察署の会計事務担当者又は当直責任者に送付しなければならない。ただし、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が自ら提出の取扱いを行ったときは、この限りでない。

2 前項の規定による送付は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、当該各号に定める時期に行うものとする。ただし、提出を受けた物件が高額なもの、危険なものその他交番等において保管することが適切でない認められるものであるときは、警察署長の指揮により、直ちに、前項の規定による送付を行うものとする。

(1) 交番及び香川県高松南警察署高松空港警備派出所 提出のあった時以後の直近の勤務員の交替時

(2) 駐在所 提出のあった日から5日(島しょ部(小豆島を除く。))にあつては、7日)以内

(3) 別表の左欄に掲げる機関 同表の右欄に定める時期

3 提出の取扱いを行った者は、前項に規定する時期に第1項の規定による送付ができない特別の事情があるときは、警察署長の指揮により、提出を受けた物件を適切に保管するための措置を講ずるものとする。

(施設占有者に係る提出の取扱い)

第8条 施行規則第26条の規定による提出書の提出は、別記様式第3号の提出書を2通提出して行わせるものとする。

2 提出の取扱いを行う者は、当該提出が施設占有者によるものである場合は、作成する拾得物件控書及び拾得物件預り書に前項の規定により提出を受けた提出書をそれぞれ割印をして添付するものとする。

(施設において拾得された物件の取扱い)

第9条 施設(法第2条第5項に規定する施設をいう。以下同じ。)において物件(埋蔵物を除く。)の拾得をした拾得者(当該施設の施設占有者を除く。)が法第4条第2項の規定による当該施設の施設占有者への交付を行わず警察署又は交番等に拾得から24時間以内に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意があったときは、同項による交付及び法第13条第1項の規定による物件の提出として取り扱うものとする。

2 警察署長は、前項の規定による取扱いをしたときは、当該施設占有者に対し提出を受けた物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を通知するものとする。

(遺失届一覧簿の記載)

第10条 遺失届一覧簿(施行規則第5条第2項に規定する遺失届一覧簿をいう。以下同じ。)は、警察署に備え、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が記載するものとする。

(受理番号の確認)

第11条 遺失届の取扱いを行う者は、遺失届出書(施行規則第5条第1項に規定する遺失届出書をいう。以下同じ。)を受理したときは、警察署の会計事務担当者又は当直責任者に施行規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を報告し、遺失届一覧簿への記載を依頼するとともに、遺失届一覧簿に記載された受理番号を確認するものとする。ただし、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が自ら遺失届の取扱いを行う場合は、この限りでない。

(遺失届出処理簿の作成)

第12条 遺失届の取扱いを行った者は、別記様式第2号の遺失届出処理簿に当該遺失届に係る事項を記載しなければならない。

(遺失届出書の送付)

第13条 遺失届の取扱いを行った者は、当該遺失届に係る遺失届出書及び遺失届出処理簿を警察署の会計事務担当者又は当直責任者に送付しなければならない。ただし、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が自ら遺失届の取扱いを行ったときは、この限りでない。

2 第7条第2項本文の規定は、前項の規定による送付について準用する。

(特異な物件に係る遺失届を受理した場合の取扱い)

第14条 警察署長は、遺失届を受けた場合において、その遺失に係る物件が爆発物、銃砲、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあると認めるときは、香川県警察本部生活安全部地域課通信指令室及び警察署通信室による手配、地域住民への広報その他の必要な措置を講ずるものとする。

(遺失届の有無の調査)

第15条 施行規則第6条前段の規定による確認は、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 警察署の会計事務担当者又は当直責任者が自ら提出の取扱いを行うとき。
- (2) 警察署の会計事務担当者が届出の取扱いを行うとき。
- (3) 第4条本文の規定による拾得物件一覧簿への記載の依頼があったとき。

2 警察署長は、施行規則第6条前段の規定による確認の結果、提出を受けた物件又は保管物件（法第19条に規定する保管物件をいう。以下同じ。）に係る遺失届出書を受理していることが判明したときは、当該提出を受けた物件又は保管物件に係る保管物件届出書（施行規則第31条第1項に規定する保管物件届出書をいう。以下同じ。）に記載された内容と当該遺失届出書に記載された内容とを照合するものとする。

3 警察署長は、施行規則第6条後段の規定による照会の結果、提出を受けた物件又は保管物件に係る遺失届出書が他の警察署長（他の都道府県警察の警察署長を含む。以下同じ。）において受理されていることが判明したときは、当該他の警察署長に当該遺失届出書の写しの送付を求めらるものとする。

4 警察署長は、前項の規定による遺失届出書の写しの送付を受けたときは、提出を受けた物件又は保管物件に係る保管物件届出書に記載された内容と当該遺失届出書の写しに記載された内容とを照合するものとする。

(提出を受けた物件等の有無の調査)

第16条 施行規則第7条前段の規定による確認は、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 警察署の会計事務担当者又は当直責任者が自ら遺失届の取扱いを行うとき。
- (2) 第11条本文の規定による遺失届一覧簿への記載の依頼があったとき。

2 警察署長は、施行規則第7条前段の規定による確認の結果、遺失届出書に係る物件が提出を受けた物件又は保管物件であることが判明したときは、当該遺失届出書に記載された内容と当該提出を受けた物件又は保管物件に係る保管物件届出書に記載された内容とを照合するものとする。

3 警察署長は、施行規則第7条後段の規定による照会の結果、遺失届出書に係る物件が他の警察署長において提出を受けた物件又は届出を受けた保管物件であることが判明したときは、当該他の警察署長に当該遺失届出書の写しの送付を行うものとする。

4 前条第4項の規定は、前項の規定による遺失届出書の写しの送付を受けたときについて準用する。

(提出を受けた物件の取扱い、保管方法等)

第17条 警察署長は、提出を受けた物件を警察署において保管するときは、亡失、滅失及びき損を防止するため、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 現金(提出を受けた物件の売却による代金等を含む。)は、別記様式第4号の保管金出納簿にその金額その他の必要な事項を記載した上、金庫に保管し、又は香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号。以下「会計規則」という。)第219条第1項第1号に規定する指定金融機関(以下「指定金融機関」という。)に当座預金として預託するものとする。

(2) 物品は、別記様式第5号の拾得物整理票に必要な事項を記載して、これを当該物品に付した上、確実に施錠のできる保管庫において保管し、又は当該物品の保管のために必要な措置を講じておくものとする。

(3) 物品のうち施行規則第11条第2号から第6号までに掲げる物件、法第35条第2号から第5号までに掲げる物に該当する物件その他遺失者(法第2条第4項に規定する遺失者をいう。)の権利の保護の観点から特に慎重な取扱いを要する物件の保管は、確実に施錠のできる保管庫において、他の物品と区分して行うものとする。

(4) 物品のうち警察署において保管することが適当でない、運搬の困難である又は危険と認められる家畜その他の物品については、当該物品を保管するのに適当な設備を有する者から別記様式第6号の拾得物件保管請書を提出させ、その保管を委託することができる。

2 前項第2号の規定は、交番等において提出の取扱いをした時から第7条第1項本文の規定による送付までの間における提出を受けた物件の保管について準用する。

3 警察署長は、必要に応じて、提出を受けた物件の保管の状況を確認するものとする。

(提出を受けた物件の保全)

第18条 警察署長は、提出を受けた物件を警察署において保管する場合において、当該物件が乗車券、商品券その他これらに類するものであって、その保管の期間内に払戻し又は引取りの期間が満了するものであるときは、その満了の前に現金に引き換える等物件を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第2条に規定する当せん金付証票、スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)第2条に規定するスポーツ振興投票券その他法令に特別の定めのある物件の保全の措置については、当該法令に定めるところにより行うものとする。

(犯罪者の置き去ったものと認める物件の取扱い)

第19条 警察署長は、提出を受けた物件が犯罪者の置き去ったものであると認められるときは、この規程の規定に基づき処理するとともに、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第221条及び第222条において準用する同法第123条の規定により処理するものとする。

2 警察署長は、提出を受けた物件を刑事訴訟法第221条の規定により処理したときは、速やかに、当該提出に係る拾得物件控書の上部余白に「犯罪者置き去り物件」と朱書し、当該物件の拾得者又は施設占有者にその旨及び次に掲げる事由のうちいずれに該当するものであるかを通知しなければならない。

(1) 法律の規定により没収するもの

(2) 犯罪捜査の必要のため公訴権の消滅の日まで法第7条第5項前段の規定により公告をしないもの

(3) 公訴権の消滅の日まで所有権が発生しないもの

(埋蔵物の取扱い)

第20条 警察署長は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第101条本文の規定により文化財と認められる物件を教育委員会に提出するときは、当該物件に別記様式第7号の埋蔵文化財提出書を添えて、香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）を経由して行わなければならない。

2 警察署長は、前項の規定による教育委員会への物件の提出の後に当該物件の所有者が判明し、その返還を求められたときは、警察本部長を通じて当該教育委員会から当該物件の返還を受け、これを当該所有者に引き渡さなければならない。

3 警察署長は、文化財保護法第102条第2項の規定による差戻しがあったときは、第17条第1項の規定によりその物件を保管するものとする。

(外国貨物の取扱い)

第21条 警察署長は、提出を受けた物件を返還し、売却し、又は引き渡す場合において、当該物件が関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第3号に規定する外国貨物に該当するときは、あらかじめその旨を税関に通知しなければならない。

(提出を受けた物件の売却)

第22条 警察署長は、令第1条の規定により提出を受けた物件を一般競争入札、競り売り又は随意契約により売却するときは、その参加人から別記様式第8号の拾得物件入札書・見積書を徴する（競り売りによる売却の場合を除く。）とともに、当該物件の買受人から別記様式第9号の買受書を提出させるものとする。

(提出を受けた物件の処分)

第23条 警察署長は、法第10条（法第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定により提出を受けた物件を処分するときは、警察署の会

計事務担当者にこれを行わせるものとする。ただし、交番等において提出を受けた物件については、これが滅失し、又はき損するおそれのある場合であって、法第9条第1項ただし書の規定により売却できない物件であることが明らかなきに限り、第7条第1項の規定による送付の前に、警察署長の指揮により当該交番等の勤務員において当該物件の処分を行わせることができる。

- 2 施行規則第14条本文の規定による通知は、別記様式第10号の拾得物件処分通知書により行うものとする。ただし、前項ただし書の規定により提出を受けた物件を処分する場合その他やむを得ない事由がある場合は、当該通知を口頭により行うことができる。
- 3 警察署長は、前項ただし書の規定による口頭での通知を行ったときは、処分に係る物件の拾得物件控書の備考欄にその経緯を記載しておくものとする。

(提出を受けた物件を返還しようとする場合等における通知の方法)

第24条 施行規則第18条第1項の規定による通知は、別記様式第11号の遺失物確認通知書により行うものとする。ただし、提出を受けた物件を直ちに返還する必要がある場合その他やむを得ない事由がある場合は、当該通知を口頭により行うことができる。

- 2 施行規則第18条第2項本文の規定による通知は、別記様式第12号の拾得物件返還通知書により行うものとする。ただし、提出をした拾得者又は施設占有者が警察署又は交番等におり、対面で会話ができる場合は、当該通知を口頭により行うことができる。
- 3 施行規則第18条第4項本文の規定による通知は、提出を受けた物件の所有権を取得する権利を有する拾得者又は施設占有者に対しては別記様式第13号の所有権取得通知書により、当該物件の所有権を取得する権利を有しない拾得者又は施設占有者（法第27条第1項の費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。）に対しては別記様式第14号の費用請求権通知書により行うものとする。ただし、当該物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事由がある場合は、当該通知を口頭により行うことができる。
- 4 警察署長は、第1項ただし書、第2項ただし書又は前項ただし書の規定による口頭での通知を行ったときは、その物件に係る拾得物件控書の備考欄にその経緯を記載しておくものとする。

(保管する現金の払出し)

第25条 警察署長は、提出を受けた物件のうち現金（提出を受けた物件の売却による代金等を含む。）については、第17条第1項第1号の規定により、金庫に現金で保管している場合は現金により、指定金融機関に当座預金で預託している場合は小切手の振出しにより払出しを行うものとする。

- 2 前項の払出しを行うときは、保管金出納簿にその金額その他の必要な事項を記載するものとする。

(小切手の取扱い)

第26条 警察署長は、前条の規定による小切手の振出しに使用するため指定金融機関から小切手帳の交付を受け、その1枚ごとに一連番号を付しておかなければならない。

2 警察署長は、き損、書損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手の表面に斜線を引き、及び「廃棄」と朱書して、これを小切手帳に残しておかなければならない。

3 警察署長は、小切手の振出しを適切に管理するため、別記様式第15号の小切手受払簿に小切手の受入枚数、使用枚数その他必要な事項を記載しななければならない。

(県又は国に帰属した物件の取扱い)

第27条 警察署長は、提出を受けた物件の所有権が法第37条第1項第1号の規定により県に帰属したときは、会計規則第277条の規定による承認に基づき、物件の種別ごとに次に定めるところにより処理をしなければならない。

(1) 現金

ア 毎月末に別記様式第16号の県帰属拾得金引継書及び別記様式第17号の県帰属拾得金引継明細書により取りまとめ、別記様式第18号の県帰属拾得金引継書を作成する。

イ 会計規則第33条第1項の現金領収書、会計規則第34条の証券領収書、会計規則第254条第3号アの証券受払簿及び同号イの現金受払簿の作成は行わず、別記様式第18号の県帰属拾得金引継書の作成をもって代える。

ウ 会計規則第20条第1項の調定伺書を作成したときは、小切手又は現金を会計規則第32条第1項の納付書により指定金融機関に当日又は翌日に払い込む。

エ 別記様式第18号の県帰属拾得金引継書は、調定伺書に添付する。

(2) 物品

ア 四半期(別に指定する警察署にあっては、半年)ごとに別記様式第19号の県帰属拾得物品引継書並びに別記様式第20号の県帰属時拾得物品廃棄明細書及び別記様式第21号の県帰属拾得物品引継明細書により取りまとめる。

イ 県帰属時拾得物品廃棄明細書に記載された物品は、速やかに、施行規則第25条に規定する方法により廃棄する。

ウ 別記様式第22号の県帰属拾得物品引継書を作成し、これにより県帰属拾得物品引継明細書に記載された物品について不用の決定を行い、売却又は廃棄の別を決定する。

エ ウの不用の決定を行い物品を売却するときは、次の手続により行う。

- (ア) 拾得物件入札書・見積書を徴して一般競争入札又は随意契約により買受人を決定し、当該買受人から買受書を提出させる。
- (イ) 買受人から売却代金を受領したときは、会計規則第33条第1項の現金領収書を交付する。
- (ウ) 会計規則第254条第3号イの現金受払簿に売却代金に係る出納を記載する。
- (エ) 会計規則第20条第1項の調定伺書を作成したときは、売却代金を会計規則第32条第1項の納付書により指定金融機関に当日又は翌日に払い込む。
- (オ) 別記様式第22号の県帰属拾得物品引継書及び買受書は、調定伺書に添付する。
- (カ) 拾得物件入札書・見積書は、県帰属拾得物品引継明細書に添付する。
- (キ) 買受人が複数の場合は、それぞれの買受書に一連番号を付すとともに、県帰属拾得物品引継明細書の物品ごとに当該買受書に付した一連番号を記載しておく。
- (ク) 会計規則第255条第2号に掲げる備品一覧表及び同条第3号に掲げる消耗品出納簿への登記並びに会計規則第134条第2項の不用品決定伺書の作成は、行わない。

2 警察署長は、提出を受けた物件の所有権が法第37条第1項第1号の規定により国に帰属したときは、直ちに、警察本部長を経由して当該物件をその所有又は所持の取締りに係る事務を所掌する国の行政機関又はその地方支分部局の長に引き渡さなければならない。

(警察署長による月例検査)

第28条 警察署長は、毎月末に、提出を受けた物件と拾得物件控書との照合を行い、その保管の状況について検査を実施しなければならない。この場合において、現金に係る検査については、第17条第1項第1号の規定により金庫に保管する現金及び指定金融機関に当座預金で預託している現金に係る当座勘定照合表と拾得物件控書その他の関係書類との照合により行うものとする。

2 警察署長は、前項の規定による検査を実施したときは、その都度、別記様式第23号の月例検査表に押印をしなければならない。

(警察本部長による検査)

第29条 警察本部長は、検査員を指定して、毎年1回、提出を受けた物件に係る取扱いの状況について検査を実施するものとする。ただし、必要があると認めるときは、随時に検査を実施するものとする。

2 警察署長は、前項の規定による検査を受けるときは、別記様式第24号の保管金出納計算書、別記様式第25号の拾得物品出納計算書及び別記様式第26号の小切手支払未済調書を作成し、並びに指定金融機関から第17条第1項第1号の規定による預託に係る当座預金の残高証明書(以下「残高証明書」という。)の交付を受け、これらを検査員に提出しなければならない。ただし、小切手支払未済調書については、振り出した小切

手の支払いに未済がない場合は、作成及び提出を省略するものとする。

3 第1項の規定により検査を行った検査官は、速やかに、その結果を警察本部長に報告しなければならない。

(警察署長の引継ぎ)

第30条 警察署長に異動があったときは、前任者は、異動の発令の日の前日をもって保管金出納簿を締め切るとともに、当該異動の発令の日から7日以内に別記様式第27号の引継書（別記様式第28号の物件現在高調書及び残高証明書を添付するものとする。）を2部作成し、後任者とともに署名及び押印をした上、その1通は後任者に交付して引継ぎを行い、他の1通は警察本部長に提出しなければならない。

2 前項の規定による引継ぎを行う場合において、前任者が事故その他の理由により自ら引継ぎを行うことができないときは、警察本部長の指定した職員が代わって引継ぎを行うものとする。

(事故報告)

第31条 警察署長は、提出を受けた物件に亡失、滅失、き損その他の事故があったときは、直ちに、別記様式第29号の物件事故報告書により警察本部長に報告しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成19年12月10日から施行する。

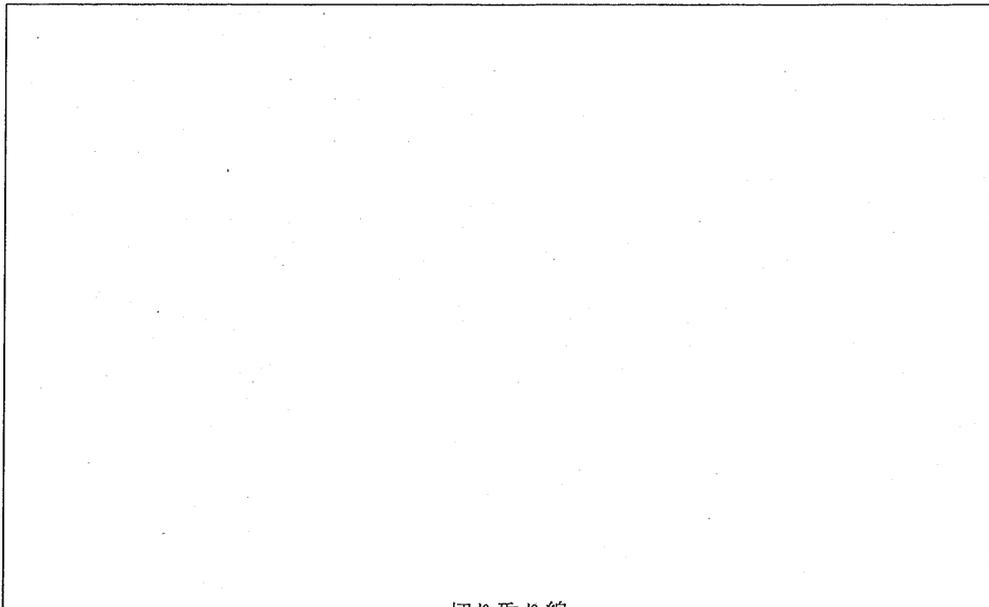
2 この規程の施行の際現に使用する改正前の香川県警察遺失物取扱規程（以下「旧規程」という。）第7条第1項第1号の保管金出納簿は改正後の遺失物法実施規程（以下「新規程」という。）第17条第1項第1号の保管金出納簿と、旧規程第14条第3項の小切手受払簿は新規程第26条第3項の小切手受払簿と、旧規程第24条第3項の月例検査表は新規程第28条第2項の月例検査表とみなす。

別表（第2条、第7条、第13条関係）

機関の名称及び所在地	所管する警察署長	送付時期
香川県警察本部警務部会計課 高松市番町4丁目1番10号	香川県高松北警察署長	提出のあった時以後の直近の通送時
香川県警察本部生活安全部地域課 及び香川県警察本部交通部交通機 動隊 高松市西宝町1丁目9番10号	香川県高松北警察署長	提出のあった時以後の直近の勤務員の交替時
香川県警察本部生活安全部地域課 鉄道警察隊 高松市浜ノ町8番33号	香川県高松北警察署長	提出のあった時以後の直近の勤務員の交替時
香川県警察本部生活安全部地域課 鉄道警察隊高松駅派遣所 高松市浜ノ町1番20号	香川県高松北警察署長	提出のあった時以後の直近の勤務員の交替時
香川県警察本部交通部運転免許課 運転免許センター 高松市郷東町587番地138	香川県高松北警察署長	提出のあった時以後の直近の通送時
香川県警察本部交通部高速道路交 通警察隊 坂出市川津町4388番地1	香川県坂出警察署長	提出のあった時以後の直近の勤務員の交替時
香川県警察本部交通部高速道路交 通警察隊善通寺分駐隊 善通寺市金蔵寺町480番地	香川県善通寺警察署長	提出のあった時以後の直近の勤務員の交替時
香川県警察本部交通部高速道路交 通警察隊津田東分駐隊 さぬき市津田町鶴羽2266番地	香川県さぬき警察署長	提出のあった時以後の直近の勤務員の交替時
香川県警察本部警備部機動隊 高松市多肥下町1262番地1	香川県高松南警察署長	提出のあった時以後の直近の通送時
香川県警察学校 高松市郷東町587番地1	香川県高松北警察署長	提出のあった時以後の直近の通送時

備考 香川県警察本部警務部会計課における取扱いは、執務時間以外の時間にあつては、香川県警察本部一般当直が代わって行うものとする。

(裏面)



切り取り線

の り し ろ

折り返し線 (谷折り)

一連番号 _____

受理番号			警察署	交番・駐在所							
受理日時	年 月 日	午前・後 時 分	取扱者氏名 ㊟								
日時 拾得 場所	年 月 日		午前・後 時 分	ころ にて拾得							
拾得者 住所・氏名	住所 氏名	電話番号等									
現 金	億 千 百 十 万 千 百 十 円	1万円札	枚	5000円札	枚	2000円札	枚	1000円札	枚	500円硬貨	枚
		100円硬貨	枚	50円硬貨	枚	10円硬貨	枚	5円硬貨	枚	1円硬貨	枚
物 品											
備 考											

拾得提出
遺失届出 処理簿

番号	受理番号	受理年月日	拾得・遺失 日 時	拾得・遺失 場 所	物 件 (種類、数量、特徴等)	提出・届出者の 住所及び氏名	処 理 結 果	取扱 者印	本署受理 月 日 印
第 号		年 月 日	年 月 日 午前 時 午後 時						
第 号		年 月 日	年 月 日 午前 時 午後 時						
第 号		年 月 日	年 月 日 午前 時 午後 時						
第 号		年 月 日	年 月 日 午前 時 午後 時						
第 号		年 月 日	年 月 日 午前 時 午後 時						
第 号		年 月 日	年 月 日 午前 時 午後 時						
第 号		年 月 日	年 月 日 午前 時 午後 時						
第 号		年 月 日	年 月 日 午前 時 午後 時						

備考

- 1 受理番号欄は、拾得物件一覧簿又は遺失届一覧簿の受理番号を記載すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 拾得提出処理簿と遺失届出処理簿は、別冊とすること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">提出書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">警察署長 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">施設占有者 氏名又は名称 印 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">遺失物法第4条第1項又は第13条第1項の規定により、次のとおり物件を提出します。</p>						
※受理番号						
番号	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名、住所等	権 利	拾得日時 ・場所	交付日時
	現金(内訳)	物 品				
(内訳)			氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(内訳)			氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(内訳)			氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 <input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
備考						

備考

- 1 ※の欄は、記載しないこと。
- 2 提出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。
- 4 権利欄については、費用若しくは報労金を請求する権利又は物件の所有権を取得する権利について、拾得者が、これらのすべてを放棄している場合は棄権の□内にレ印を、遺失物法第34条の規定によりこれらを失っている場合は失権の□内にレ印を、それ以外の場合は有権の□内にレ印を付すこと。なお、一部の権利のみを放棄している場合は、当該放棄した権利について備考欄に記載すること。
- 5 同意欄については、遺失物法第13条第2項において準用する同法第11条第2項に規定する拾得者の氏名等の告知について、拾得者が同意をしているときは有の□内にレ印を、同意をしていないときは無の□内にレ印を付すこと。また、拾得者が氏名等の告知に同意をするか否か不明のときはいずれの□にもレ印を付さず、同意の有無が不明である旨を備考欄に記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号 (第17条関係)

拾得物整理票

年度	
受理番号 第 号	
拾 得 者 氏 名	
提 出 年 月 日	年 月 日
拾得者権利取得年月日	年 月 日
県 帰 属 年 月 日	年 月 日
物 件 名	

拾 得 物 件 保 管 請 書

年 月 日

警察署長 殿

受託者

住所又は所在地

氏名又は名称

印

委託を受けて拾得物件を下記のとおり預かります。

預り物件名	
数 量	
預り年月日	年 月 日
保 管 場 所	
保 管 期 間	1 貴署の引取りがあるまで 2 年 月 日 から 年 月 日 まで
参 考 事 項	

備考

- 1 受託者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

埋 蔵 文 化 財 提 出 書

年 月 日

教育委員会 殿

警察署長 印

下記物件を埋蔵文化財と認めますので、文化財保護法第101条の規定により提出します。

物件の名称及び数量	
発見者の住所及び氏名	
発見に係る土地又は家屋等の所有者の住所及び氏名	
発見の年月日	
発見の場所	
発見の原因	
発見に係る土地又は家屋等の所有権を取得した年月日	
参 考 事 項	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号（第22条、第27条関係）

拾得物件入札書・見積書			
入札 金額 見積	¥ _____		
物品の種類		数量	
<p style="text-align: center;">上記のとおり 入札 見積 いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">警察署長 殿</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>入札 者 見積</p> <p>住所又は所在地</p> <p>氏名又は名称 ⑩</p> <p>電話番号その他の連絡先</p> </div>			

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

買 受 書

（ 売却物品
 不用物品 ）

¥

ただし、 点の買受代

物品受領年月日 年 月 日

上記の物品を買い受けました。

年 月 日

警察署長 殿

買受人

住所又は所在地

氏名又は名称

㊞

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

拾得物件処分通知書

年 月 日

殿

警察署長 印

年 月 日にあなたから提出（施設占有者に交付）のあった拾得物件

は、遺失物法第10条（同法第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定により処分しますので、通知します。

なお、処分後は、この物件を引き取ることができなくなりますので、御注意ください。

（連絡先）

（通知番号）

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

遺失物確認通知書

年 月 日

殿

警察署長 印

あなたの物と思われる物件

が拾得され、現在（ ）において保管していますので、確認に来てください。

年 月 日までに遺失者が判明しない場合は、遺失者はこの物件の所有権を失うこととなります。

この物件があなたの物であると確認ができ、あなたがその返還を受ける場合は、遺失物法の規定により、あなたには、この物件の提出、交付及び保管に費用を要した者があるときは、当該費用を償還する義務があり、また、拾得者に物件の価格の100分の5以上100分の20以下（施設内で拾得された物件については、拾得者と施設の占有者にそれぞれこの2分の1）に相当する額の報労金を支払う義務がありますので、これらを履行してください。これらの義務を履行するために拾得者等の氏名及び住所等の告知を求める場合は、下記の連絡先に連絡をしてください（ただし、遺失物法の規定により、拾得者等の同意がなければ、その氏名及び住所等を遺失者に教えることはできないこととなっていますので、あらかじめ御承知おきください。）。

ご不明な点は、下記の連絡先にお問い合わせください。

（返還手続を行う場所）

（連絡先）

（通知番号）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

拾得物件返還通知書

年 月 日

殿

警察署長 印

年 月 日にあなたから提出（施設占有者に交付）のあった拾得物件

の遺失者が判明しましたので、これを遺失者に返還します。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の提出、交付及び保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の100分の5以上100分の20以下（施設内で拾得をされた物件については、その2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利があります。なお、物件が遺失者に返還された後1月を経過したときは、請求することができませんので御注意ください。

また、遺失物法の規定により、あなたの氏名及び住所等を遺失者に教えることについてあなたの同意がなければ、あなたの氏名及び住所等を遺失者に教えることはできず、遺失者の氏名及び住所等もあなたに教えることはできませんので、あなたの氏名及び住所等を遺失者に教えてよいかどうかを下記の連絡先まで連絡をしてください（既に拾得物件を提出し、又は交付した際に同意をされている場合を除きます。）。

(連絡先)

(通知番号)

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

所有権取得通知書

年 月 日

殿

警察署長 印

年 月 日にあなたから提出（施設占有者に交付）のあった拾得物件

は、遺失者が判明しなかったため、あなたがこの物件の所有権を取得しましたので、下記の場所に先にお渡しした拾得物件預り書又は現金受取票を持参の上、執務時間内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）に引き取りに来てください（ 年 月 日までに引取りがないときは、この物件の所有権を失いますので御注意ください。）。

なお、あなたには、この物件の提出、交付及び保管について費用を要した者が他にある場合には、遺失物法の規定により、これを償還する義務があります。

ご不明な点は、下記の連絡先にお問い合わせください。

(引渡しに係る手続を行う場所)

(連絡先)

(通知番号)

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

費用請求権通知書

年 月 日

殿

警察署長 印

年 月 日にあなたから提出（施設占有者に交付）のあった拾得物件

は、遺失者に返還できませんでした。あなたには、遺失物法の規定により、あなたがこの物件の提出、交付及び保管に費用を要した場合には、この物件を引き取る者（あなたが物件を交付した施設占有者・あなたに物件を交付した拾得者）にこれを請求する権利がありますので通知します。

ご不明な点は、下記の連絡先にお問い合わせください。

(連絡先)

(通知番号)

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

県帰属拾得金引継書

年 月 日

警察署長 殿

警察署長 印

遺失物法第37条第1項第1号の規定により県に帰属した拾得金を下記のとおり引き継ぎます。

記

月分県帰属拾得金

¥

別添県帰属拾得金引継明細書のとおり

県 帰 属 拾 得 金 引 継 書

年 月 日

出 納 員 殿

警察署長 ⑩

県帰属拾得金を下記のとおり引き継ぎます。

記

月分県帰属拾得金

¥

県帰属拾得金引継明細書のとおり

出納員受領印	⑩
--------	---

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

県 帰 属 拾 得 物 品 引 継 書

年 月 日

警察署長 殿

警察署長 印

遺失物法第37条第2項の規定により県帰属時拾得物品廃棄明細書に記載の物品を廃棄するとともに、同法第37条第1項第1号の規定により県に帰属した拾得物品を下記のとおり引き継ぎます。

記

県帰属拾得物品 点

別添県帰属拾得物品引継明細書のとおり

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

県 帰 属 拾 得 物 品 引 継 書

年 月 日

出 納 員 殿

警察署長 ㊟

県帰属拾得物品を下記のとおり引き継ぎます。

記

県帰属拾得物品 点

県帰属拾得物品引継明細書のとおり

出納員受領印	㊟
--------	---

署長		副署長		課長		課員	
----	--	-----	--	----	--	----	--

出納員	
-----	--

なお、引継ぎを受けた上記物品を不用品と決定した上、売却又は廃棄の処分をしてよろしいか。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第23号（第28条関係）

月 例 検 査 表					
月別	検査実施年月日	署長印	月別	検査実施年月日	署長印
4			10		
5			11		
6			12		
7			1		
8			2		
9			3		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第24号（第29条関係）

保管金出納計算書										
年 月 日 ~ 年 月 日										
月別	受入金額			払出金額				現在高		
	繰越高	受入高	計	現金	小切手	県・国帰属	計	現金	預金	計
4		()	()	()			()			
5		()	()	()			()			
6		()	()	()			()			
7		()	()	()			()			
8		()	()	()			()			
9		()	()	()			()			
10		()	()	()			()			
11		()	()	()			()			
12		()	()	()			()			
1		()	()	()			()			
2		()	()	()			()			
3		()	()	()			()			
合計		()	()	()			()			

特例施設占有者届出関係	
月別	届出金額
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	
合計	

備考

- 1 () 内には、交番等において返還した即時判明分を外数で計上すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第25号 (第29条関係)

拾得物品出納計算書										
年 月 日 ~ 年 月 日										
月別	受入件数			払出件数						残高件数
	繰越高	受入高	計	還付	交付	売却	廃棄	県・国帰属	計	
4		()	()	()					()	
5		()	()	()					()	
6		()	()	()					()	
7		()	()	()					()	
8		()	()	()					()	
9		()	()	()					()	
10		()	()	()					()	
11		()	()	()					()	
12		()	()	()					()	
1		()	()	()					()	
2		()	()	()					()	
3		()	()	()					()	
合計		()	()	()					()	

特例施設占有者拾得届出関係	
月別	届出件数
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	
合計	

備考

- () 内には、交番等において返還した即時判明分を外数で計上すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

引 継 書

年 月 日現在

拾得物件控書綴	冊		
保管金出納簿	冊		
小切手受払簿	冊		
小 切 手 帳	冊 (未使用枚数	枚)	
当座預金入金帳	冊		

上記の帳簿及び関係書類の引継ぎを終わりました。

年 月 日

前 任 警察署長
(階級) (氏 名) 印

後 任 警察署長
(階級) (氏 名) 印

立会人 (所属)
(職) (氏 名) 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

物件現在高調書				
年 月 日現在				
現金	現金現在高	預金現在高	計	摘 要
				小切手支払未済高 ¥ _____
物品	現 在 高	委託保管高	計	摘 要

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

物件事故報告書

年 月 日

香川県警察本部長 殿

警察署長 

拾得に係る物件に下記のとおり事故があったので報告します。

物 件 名	
数 量	
金 額 又 は 価 格	
日 時 及 び 場 所	
保 管 の 状 況	
亡 失 、 き 損 等 の 原 因 及 び 状 況	
措 置	
参 考 事 項	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。